

# 業務概要

令和6年度作成

宮崎県中央福祉こどもセンター

(宮崎県中央児童相談所)

宮崎県南部福祉こどもセンター

(宮崎県都城児童相談所)

宮崎県北部福祉こどもセンター

(宮崎県延岡児童相談所)

# 児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## はじめに

近年、児童相談所に寄せられる相談は、こどもを取り巻く環境の変化とともに、複雑で多様なものとなっております。

とりわけ、児童虐待に関する相談対応件数は年々増加し、令和4年度の全国の相談件数は約21万件と過去最高になりました。また、県内においても令和4年度は2,019件と過去最高となっており、令和5年度も1,791件と高止まりの状況です。

本県では増加する児童虐待相談に適切に対応するために、児童福祉司や児童心理司の増員をはじめ、弁護士や警察職員の配置を行うなど、児童相談所の体制及び専門性の強化を図っています。

また、市町村におきましては、地域の福祉関係者や学校、警察などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待リスクの高いこどもの早期発見や適切な保護を図るため、支援を必要とするこどもや妊婦の情報を共有しながら、連携した支援に取り組んでいます。更に、国におきましては、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、令和4年6月に児童福祉法を改正し、全市町村において、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対する包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされました。本県では、令和6年4月時点で13市町村が設置しており、未設置の13市町村のうち10市町村は設置予定となっております。

児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき課題であり、こども本人や、様々な悩みを抱える子育て家庭に寄り添った支援が求められています。児童相談所としましても、体制整備はもとより、専門性を高めるための取組を進めるとともに、市町村などの関係機関との連携をより一層強化して、適切な運営及び相談援助活動の円滑な実施に取り組んでいきたいと考えております。

本概要は、令和5年度の本県の児童相談所及び知的障がい者の相談援助活動の実績を取りまとめたものであり、相談業務の現状理解に広く役立てていただければ幸いです。

令和6年12月

宮崎県中央福祉こどもセンター所長	中澤 紀代美
宮崎県中央児童相談所所長	松田 正宏
宮崎県南部福祉こどもセンター所長	児玉 珠美
宮崎県都城児童相談所所長	藤本 千佳子
宮崎県北部福祉こどもセンター所長	壺岐 秀彦
宮崎県延岡児童相談所所長	石野田 考啓

# 目 次

## 第1章 児童相談所の概要

1. 児童相談所管轄区域の状況	1
2. 児童相談所管内の人口、児童数の状況	2
3. 児童相談所の組織	3

## 第2章 児童相談所の業務

1. 業務概要	4
2. 対象児童及び相談内容	5
3. 業務系統図	6
4. 援助の種類	7

## 第3章 相談業務の概要と状況

1. 相談業務の概要	8
2. 令和5年度の状況	8

## 第4章 業務統計

1. 児童相談所別・年度別相談受付件数の推移	1 2
2. 児童相談所別・相談種別受付の状況	1 3
3. 児童相談所別・経路別受付の状況	1 4
4. 児童相談所別・処理種別処理の状況	1 4
5. 相談種別・経路別受付の状況	1 5
6. 相談種別・処理種別処理の状況	1 6
7. 年齢別受付の状況	1 7
8. 調査・診断・心理療法・カウンセリング等の状況	1 8
9. 養護相談の理由別処理の状況（虐待相談の処理状況）	1 9
10. 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査並びに事後指導実施の状況	2 2

11. 一時保護の状況	2 3
12. 一時保護児童の相談種別・処理別の状況	2 3
13. 里親の状況	2 4
14. 里親委託並びに措置解除・変更の状況	2 4
15. 市町村別相談受付件数	2 5

## 第5章 知的障がい児（者）の相談

1. 知的障がい児（者）の福祉及び管轄区域	2 6
2. 業務実績	2 7
3. 療育手帳所持者に対する援助措置	3 0

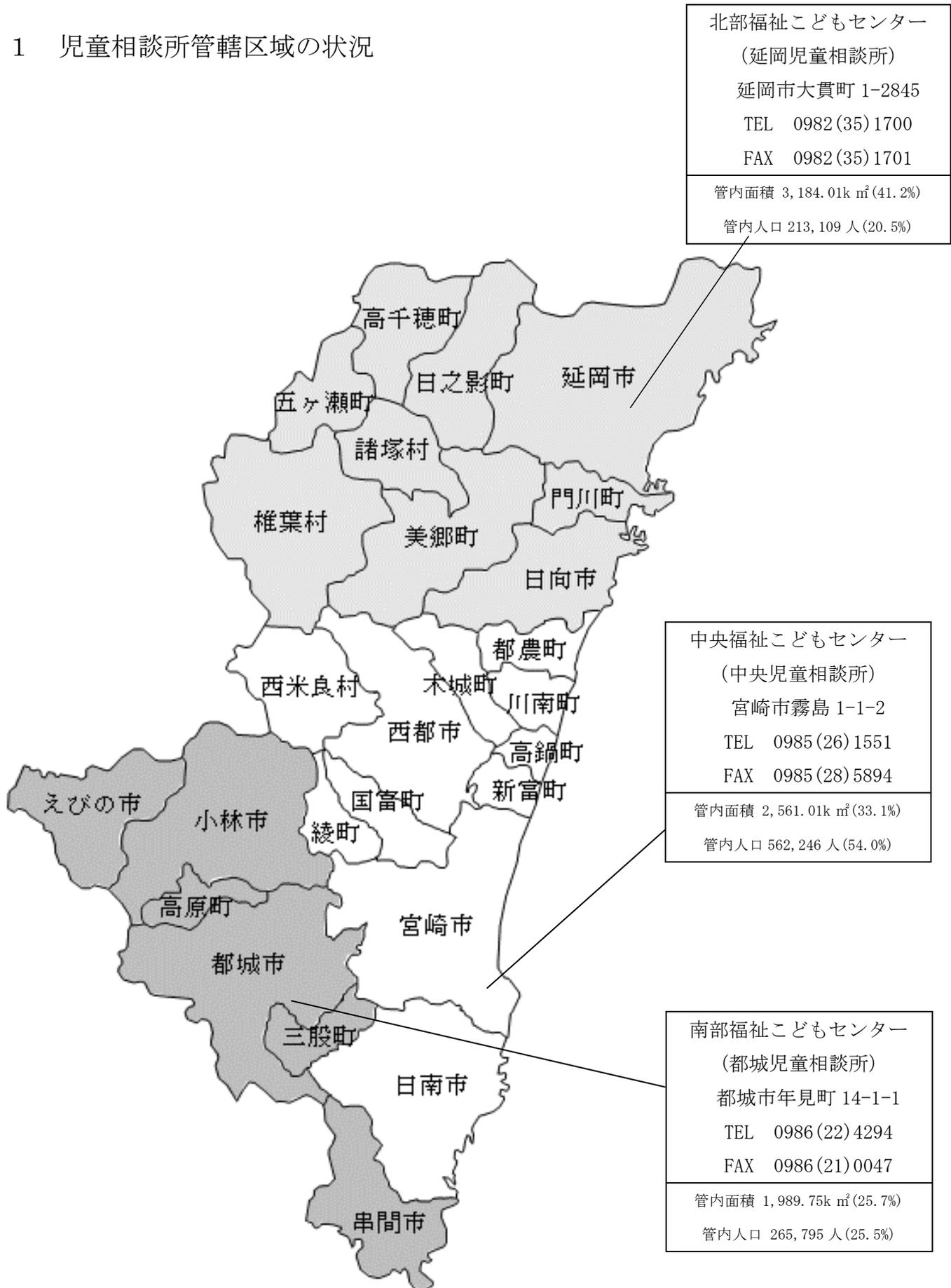


# 第 1 章

## 児童相談所の概要



# 1 児童相談所管轄区域の状況



北部福祉こどもセンター  
 (延岡児童相談所)  
 延岡市大貫町 1-2845  
 TEL 0982 (35) 1700  
 FAX 0982 (35) 1701

---

管内面積 3,184.01k m<sup>2</sup> (41.2%)  
 管内人口 213,109 人 (20.5%)

中央福祉こどもセンター  
 (中央児童相談所)  
 宮崎市霧島 1-1-2  
 TEL 0985 (26) 1551  
 FAX 0985 (28) 5894

---

管内面積 2,561.01k m<sup>2</sup> (33.1%)  
 管内人口 562,246 人 (54.0%)

南部福祉こどもセンター  
 (都城児童相談所)  
 都城市年見町 14-1-1  
 TEL 0986 (22) 4294  
 FAX 0986 (21) 0047

---

管内面積 1,989.75k m<sup>2</sup> (25.7%)  
 管内人口 265,795 人 (25.5%)

※管内人口は令和 5 年 10 月 1 日現在

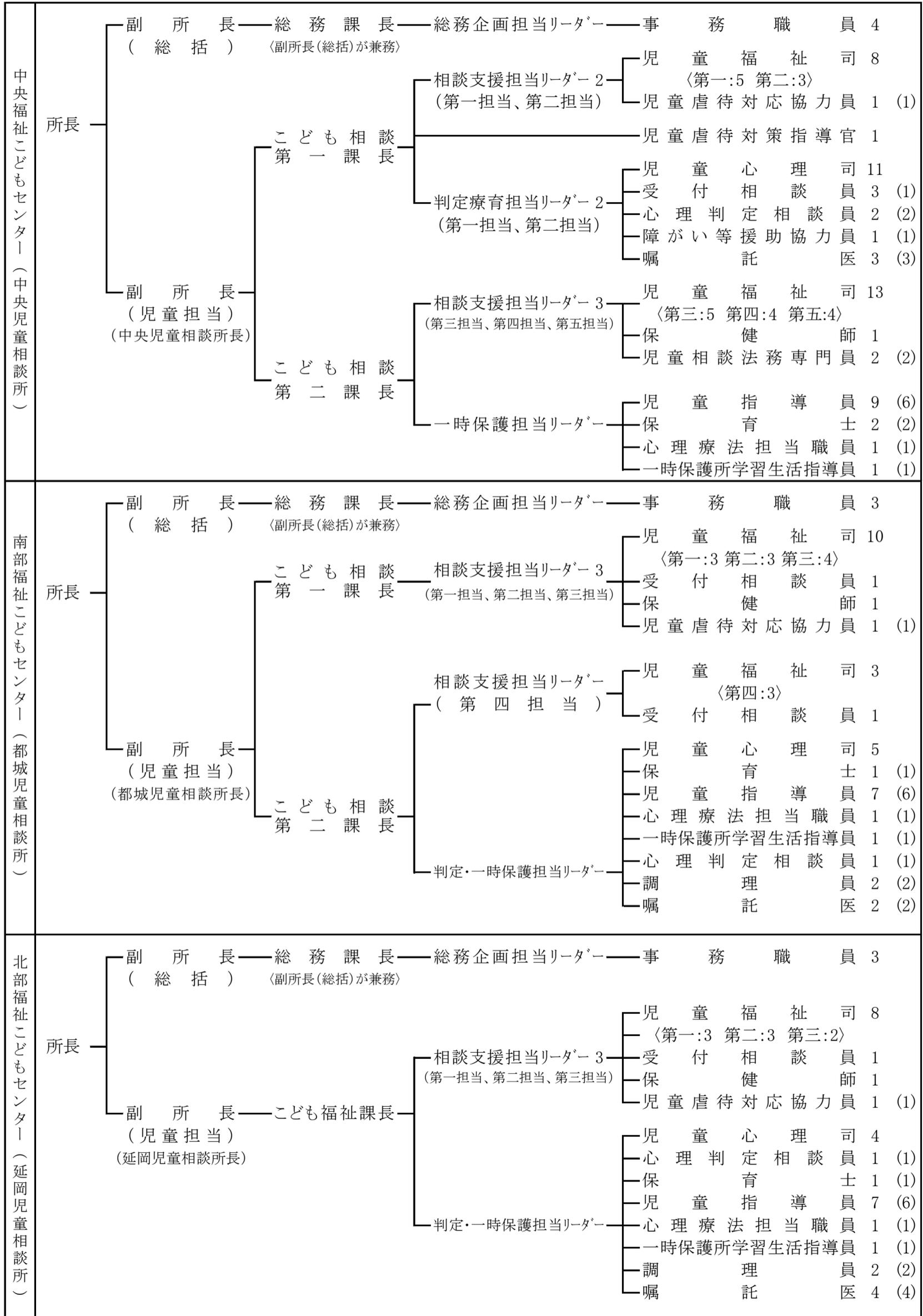
## 2 児童相談所管内の人口、児童数の状況

市町村	人口等	人 口	18歳未満児童数	小 学 生	中 学 生
中央 児 童 相 談 所	宮 崎 市	397,258	63,639	22,546	12,187
	日 南 市	47,949	6,708	2,344	1,288
	西 都 市	27,438	3,864	1,361	763
	国 富 町	17,757	2,507	869	435
	綾 町	6,713	1,087	390	210
	高 鍋 町	19,242	3,038	1,018	580
	新 富 町	16,117	2,554	928	487
	西米良村	922	153	55	33
	木 城 町	4,642	832	0	0
	川 南 町	14,631	2,222	772	418
	都 農 町	9,577	1,480	530	228
計	562,246	88,084	30,813	16,629	
都 城 児 童 相 談 所	都 城 市	158,114	26,280	9,125	4,725
	小 林 市	41,957	6,165	2,209	1,099
	串 間 市	15,659	2,165	873	382
	えびの市	16,423	2,154	791	425
	三 股 町	25,473	5,272	1,938	940
	高 原 町	8,169	1,077	415	207
	計	265,795	43,113	15,351	7,778
延 岡 児 童 相 談 所	延 岡 市	113,367	16,694	5,934	3,285
	日 向 市	57,746	9,162	3,168	1,642
	門 川 町	16,760	2,691	939	487
	諸 塚 村	1,360	170	62	30
	椎 葉 村	2,297	323	114	52
	美 郷 町	4,376	464	62	32
	高千穂町	10,800	1,424	506	263
	日之影町	3,260	394	120	78
	五ヶ瀬町	3,143	542	127	65
	計	213,109	31,864	11,032	5,934
合 計	1,041,150	163,061	57,196	30,341	

注) 人口及び18歳未満児童数は宮崎県統計調査課「宮崎県の推計人口（令和5年10月1日現在）」による。  
小学生及び中学生は令和4年度学校基本調査（令和5年10月1日現在）による。

### 3 児童相談所の組織

令和6年4月1日現在



注) ( )内の数字は会計年度任用職員等の再掲を表す。



## 第 2 章

### 児童相談所の業務



# 1 業務概要

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関であって、主として次の業務を行っている。

- (1) 市町村の業務（※）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (4) 児童及びその保護者につき、上記の調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導、その他必要な指導を行うこと。
- (5) 児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- (6) 児童を児童福祉施設に入所させ、または里親に委託してその福祉を図ること。
- (7) 遠隔地等の児童の相談に応ずるため、定期及び随時の巡回相談を行うこと。
- (8) 児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

※市町村が行う業務については、児童福祉法第10条第1項において次のように規定されている。

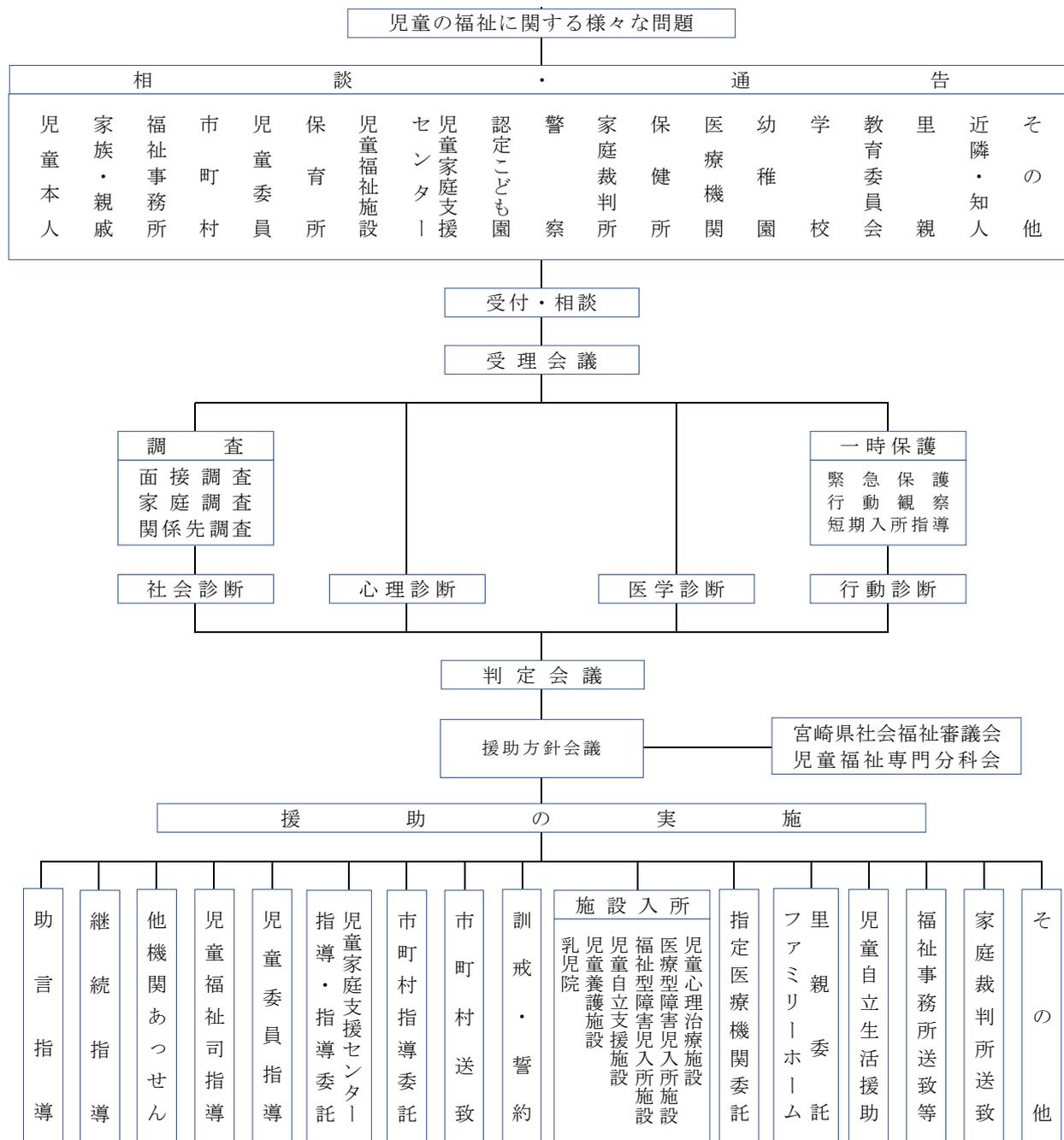
- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

## 2 対象児童及び相談内容

児童相談所では、18歳未満の全ての児童を対象とし、児童の福祉や健全育成に関するさまざまな相談に応じている。児童相談所で区分している相談内容は次のとおりである。

養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた児童、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。	
保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。	
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。言葉の遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合には該当する種別に分類する。
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着かない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校、幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談。	

### 3 業務系統図



#### 4 援助の種類 児童相談所が、児童・保護者に対して行う援助は次のとおりである。

助 言 指 導	1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供を行うこと。
継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える児童・保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問などの方法により継続的にソーシャルワーク、カウンセリング・心理療法等を行うこと。
他 機 関 あ つ せ ん	児童相談所で相談・指導を行うより、保健所・医療機関・教育相談所等の他機関に相談した方がよいケースを、該当機関にあっせん・紹介すること。
児 童 福 祉 司 指 導	複雑な家庭環境に起因する問題を有する児童等で、長期にわたる継続的な指導を必要とするものに対し、児童福祉司が、家庭や学校等を訪問し、あるいは通所などの方法により専門的な指導を行うこと。
児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、家族間の人間関係調整や経済的支援により解決すると思われるケースの指導を児童委員に依頼すること。
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託	児童家庭支援センターの職員に指導させる又は、児童家庭支援センターに指導を委託すること。
市 町 村 指 導 委 託	養育支援等の指導を市町村に委託すること。
市 町 村 送 致	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から児童の身近な場所である市町村による指導が適当な場合に、市町村へ送致し指導するもの。
訓 戒 ・ 誓 約	非行相談において、再びあやまちを犯さぬよう注意をし、約束させることによって問題の再発を防止する。
児 童 福 祉 施 設 入 所	家庭養護のできない児童や障がいのある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと。
指 定 医 療 機 関 委 託	独立行政法人国立病院機構等の設置する医療機関で厚生労働大臣の指定するものに肢体不自由児・重症心身障がい児（者）の療育を委託すること。
里 親 委 託	里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、養護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託すること。
児 童 自 立 生 活 援 助	義務教育を終了した満 20 歳に満たない措置解除者等である者および、満 20 歳以上の措置解除者等であって各施設等のアフターケアを受けている者のうち、やむを得ない事情により必要と都道府県知事が認めたものに対して就職先や日常生活上の相談等の援助を行う。
福 祉 事 務 所 送 致 〔社会福祉主事又は知的障がい者福祉司の指導〕	問題が貧困その他の環境の悪条件等によるものや知的障がいに関するもので、社会福祉主事や知的障がい者福祉司による指導が適当な場合に、福祉事務所に送致し指導すること。
家 庭 裁 判 所 送 致	非行相談について家庭裁判所の審判に付することが適当であるとして、家庭裁判所に送ること。
そ の 他	上記以外の処置によるもの。

## 第 3 章

### 相談業務の概要と状況



# 1 相談業務の概要

## (1) 相談受付件数の推移（表1：10ページ、業務統計：12ページ）

- ① 令和5年度の相談受付件数は4,415件と、令和4年度の4,240件と比較して175件増加している。これは障がい相談が前年度の1,505件と比べて271件増加したことが主な要因と考えられる。
- ② 相談種別で見ると児童虐待相談を含む養護相談が2,060件と最も多く、相談受付件数の約47%を占め、次いで、障がい相談が1,776件、育成相談が254件となっている。
- ③ 養護相談のうち児童虐待相談の受付件数は1,791件と、前年度の2,019件と比べて228件減少している。
- ④ 非行相談は平成30年以降、減少傾向が続いていたが、令和5年度は107件（2.3%）と、令和4年度の83件（2.0%）と比べて増加した。

## (2) 経路別相談件数の推移（表2：11ページ）

- ① 家族・親戚からの相談は1,685件で、全体の約4割（38.2%）と高い割合を占めている。
- ② 警察・家庭裁判所からの相談は1,020件と、前年度の1,023件から横ばいの状況にある。
- ③ 児童福祉施設・里親からの相談は316件と、前年度の251件から65件増加した。

# 2 令和5年度の状況

## (1) 相談種別・処理種別処理の状況（業務統計：16ページ）

- ① 1回ないし数回の助言、指示、説得等で終結する「助言指導」が3,406件（77.1%）と最も多くなっている。
- ② 在宅指導である「継続指導」及び「児童福祉司指導」は307件（7.0%）であった。
- ③ 受付件数と処理件数に差異が生じるのは、前年度の未処理案件を当該年度に処理していること、また、翌年度処理となる案件があることに加えて、1件につき複数の処理をしている案件があるためである。

## (2) 年齢別受付の状況（業務統計：17ページ）

- ① 虐待を除く養護相談は269件で、そのうち0歳から6歳までの乳幼児が86件で約32%を占めている。一方、16歳以上も86件と約32%を占めている。また、虐待相談は13歳以上は年齢が上がるに従って少なくなっているものの、0歳から7歳まではどの年齢階層にもほぼ均等に3桁の相談を受けている。
- ② 障がい相談のうち、言語発達障がい等相談については、未就学年齢児のみである。知的障がい相談は、就学前、中学校3か年など、就学や進学、就職を契機にして相談が多くなる傾向にある。また、発達障がい相談については小学生相当の児童が多い。
- ③ 非行相談及び不登校相談については、小学校高学年から中学生相当の児童に集中している。

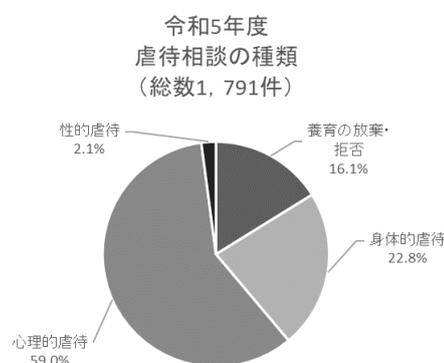
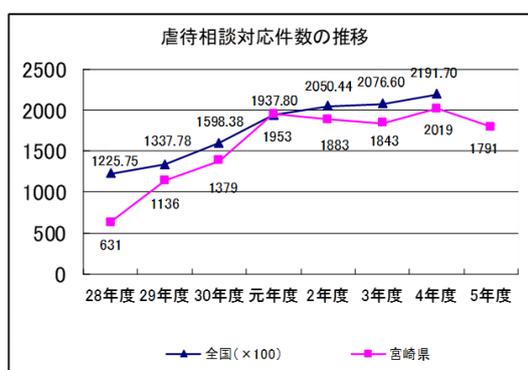
## (3) 虐待相談の状況（業務統計：20、21ページ）

虐待相談対応件数は1,791件で、令和5年度（2,019件）を下回ったものの、令和元年度以降、高い水準が続いている。

令和5年度の虐待相談は、養護相談のうち約87%を占めており、虐待の相談種別では「心理的虐待」が1,057件（約59.0%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が408件（約22.8%）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」289件（約16.1%）、「性的虐待」が37件（約2.1%）となっている。

経路別で見ると、「警察等」が933件と最も多く、虐待相談の約52%を占めている。

受付の状況でみると、被虐待児の年齢構成では、未就学年齢児（0～6歳）が824件（約46.0%）と最も多く、次いで小学生年齢児（7～12歳）の608件（約34.0%）、中学生以上（13歳以上）は359件（約20.0%）となっている。

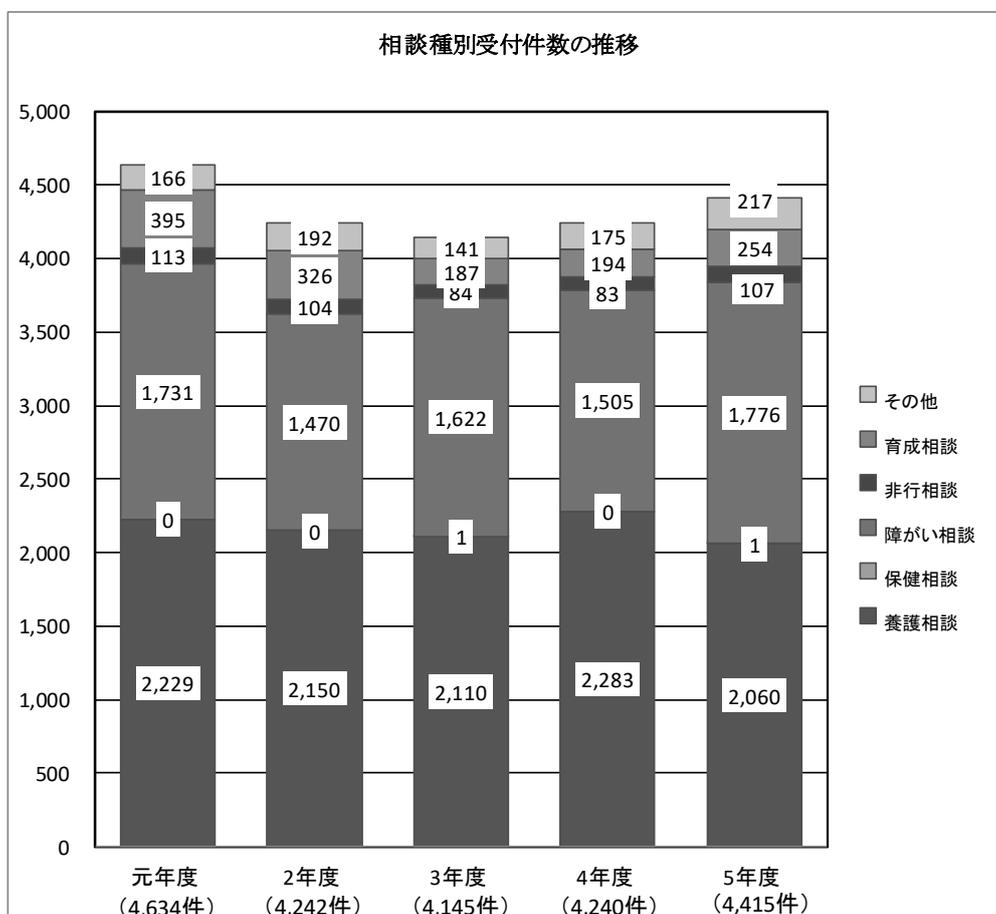


※令和5年度の全国値は未公表（令和6年10月1日現在）

(表1) 相談種別受付件数の推移

(上段:件、下段:%)

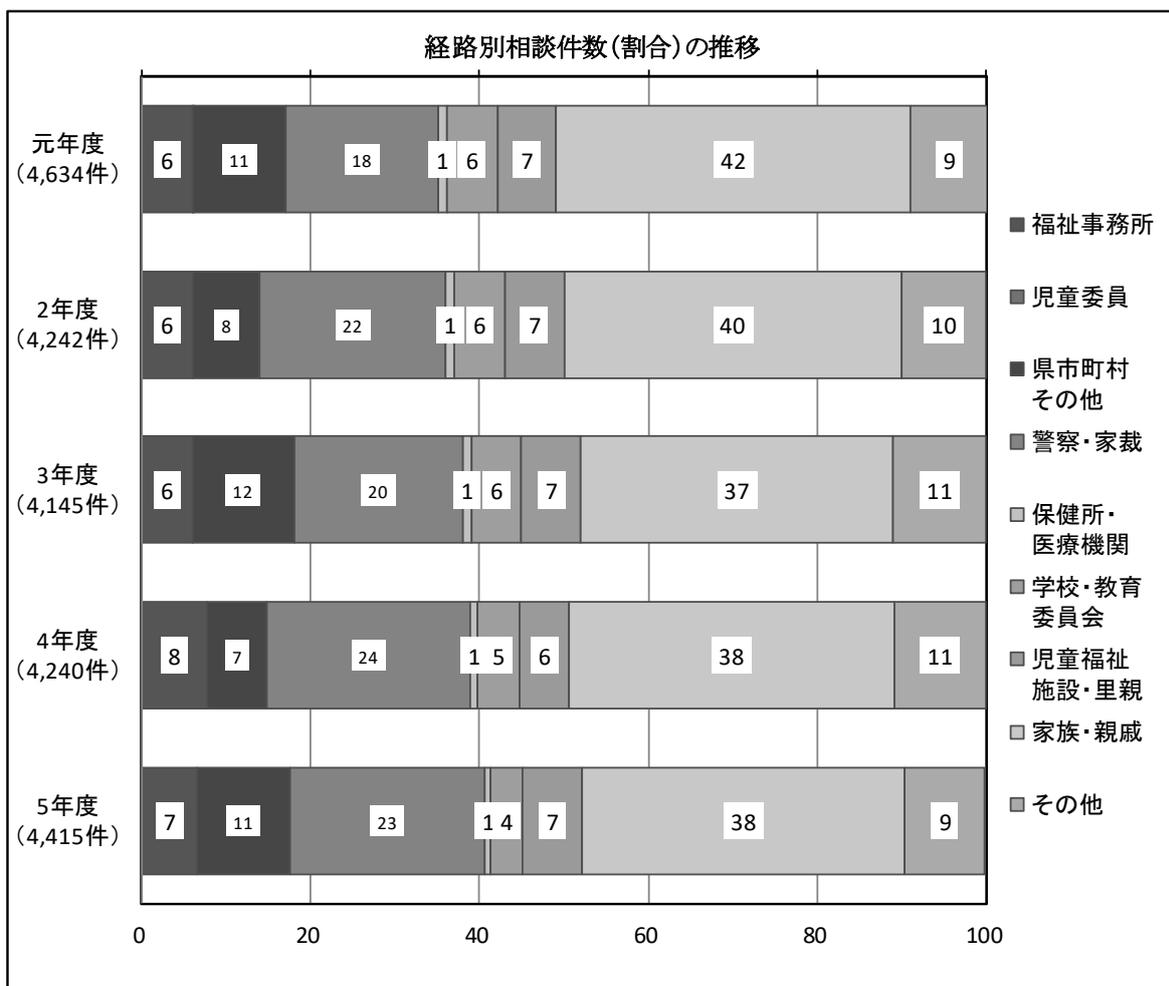
相談種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
養護相談	2,229	2,150	2,110	2,283	2,060
	48.1%	50.7%	50.9%	53.8%	46.7%
保健相談	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%
障がい相談	1,731	1,470	1,622	1,505	1,776
	37.4%	34.6%	39.1%	35.5%	40.2%
非行相談	113	104	84	83	107
	2.4%	2.5%	2.0%	2.0%	2.3%
育成相談	395	326	187	194	254
	8.5%	7.7%	4.5%	4.6%	5.8%
その他	166	192	141	175	217
	3.6%	4.5%	3.4%	4.1%	4.9%
合計	4,634	4,242	4,145	4,240	4,415
	100%	100%	100%	100%	100%



(表2) 経路別相談件数の推移

(上段：件、下段：%)

経路別	都道府県市町村			警察 家庭裁判所	保健所 医療機関	学校 教育委員会 幼稚園	児童福祉 施設・里親	家族 親戚	その他
	福祉事務所	児童委員	その他						
元年度	269	0	530	835	32	310	319	1,942	397
4,634 件	5.8%	0.0%	11.4%	18.0%	0.7%	6.7%	6.9%	41.9%	8.6%
2年度	256	0	344	918	23	254	310	1,712	425
4,242 件	6.0%	0.0%	8.1%	21.6%	0.5%	6.0%	7.4%	40.4%	10.0%
3年度	250	0	478	809	47	252	281	1,541	487
4,145 件	6.0%	0.0%	11.5%	19.5%	1.1%	6.1%	6.8%	37.2%	11.8%
4年度	329	0	298	1,023	37	209	251	1,631	462
4,240 件	7.8%	0.0%	7.0%	24.1%	0.9%	4.9%	5.9%	38.5%	10.9%
5年度	291	0	484	1,020	35	166	316	1,685	418
4,415 件	6.6%	0.0%	11.0%	23.1%	0.7%	3.7%	7.2%	38.2%	9.5%



# 第 4 章

## 業 務 統 計



# 1 児童相談所別・年度別相談受付件数の推移

(単位 件)

児童相談所別 年度別 相談種別		中 央			都 城			延 岡			合 計		
		令3	令4	令5	令3	令4	令5	令3	令4	令5	令3	令4	令5
養 護	児 童 虐 待	988	999	858	522	620	527	333	400	406	1,843	2,019	1,791
	そ の 他	133	139	130	75	88	87	59	37	52	267	264	269
	小 計	1,121	1,138	988	597	708	614	392	437	458	2,110	2,283	2,060
保 健		0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1
障 が い	肢 体 不 自 由	6	3	7	1	3	2	7	5	2	14	11	11
	視 聴 覚 障 が い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 が い 等	0	1	1	2	2	1	2	0	0	4	3	2
	重 症 心 身 障 が い	3	6	3	0	1	0	0	1	2	3	8	5
	知 的 障 が い	717	776	826	451	333	506	305	236	255	1,473	1,345	1,587
	発 達 障 が い	51	69	92	50	39	46	27	30	33	128	138	171
	小 計	777	855	929	504	378	555	341	272	292	1,622	1,505	1,776
非 行	ぐ 犯 行 為 等	18	15	26	12	13	21	8	4	2	38	32	49
	触 法 行 為 等	14	26	33	6	15	10	26	10	15	46	51	58
	小 計	32	41	59	18	28	31	34	14	17	84	83	107
育 成	性 格 行 動	67	45	65	23	28	34	23	15	20	113	88	119
	不 登 校	2	4	3	2	5	5	2	3	1	6	12	9
	適 性	25	34	50	32	47	52	11	10	21	68	91	123
	育 児 ・ し つ け	0	3	2	0	0	1	0	0	0	0	3	3
	小 計	94	86	120	57	80	92	36	28	42	187	194	254
そ の 他		92	139	168	17	22	27	32	14	22	141	175	217
合 計		2,116	2,259	2,265	1,194	1,216	1,319	835	765	831	4,145	4,240	4,415

## 2 児童相談所別・相談種類別受付の状況

令和5年度

(単位 件、%)

児童相談所別 相談種別		中 央		都 城		延 岡		合 計	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
養 護	児 童 虐 待	858	37.9	527	40.0	406	48.9	1,791	40.6
	そ の 他	130	5.7	87	6.6	52	6.3	269	6.1
	小 計	988	43.6	614	46.6	458	55.1	2,060	46.7
保 健		1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.0
障 が い	肢 体 不 自 由	7	0.3	2	0.2	2	0.2	11	0.2
	視 聴 覚 障 が い	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	言 語 発 達 障 が い 等	1	0.1	1	0.1	0	0.0	2	0.0
	重 症 心 身 障 が い	3	0.1	0	0.0	2	0.2	5	0.1
	知 的 障 が い	826	36.5	506	38.4	255	30.8	1,587	35.9
	発 達 障 が い	92	4.1	46	3.5	33	4.0	171	3.9
	小 計	929	41.1	555	42.1	292	35.1	1,776	40.2
非 行	ぐ 犯 行 為 等	26	1.1	21	1.6	2	0.2	49	1.1
	触 法 行 為 等	33	1.5	10	0.8	15	1.8	58	1.3
	小 計	59	2.6	31	2.4	17	2.0	107	2.4
育 成	性 格 行 動	65	2.8	34	2.6	20	2.4	119	2.7
	不 登 校	3	0.1	5	0.4	1	0.1	9	0.2
	適 性	50	2.2	52	3.9	21	2.5	123	2.8
	育 児 ・ し つ け	2	0.1	1	0.1	0	0.0	3	0.1
	小 計	120	5.2	92	7.0	42	5.1	254	5.8
そ の 他		168	7.4	27	1.9	22	2.6	217	4.9
合 計		2,265	100.0	1,319	100.0	831	100.0	4,415	100.0

### 3 児童相談所別・経路別受付の状況

令和5年度 (単位 件、%)

経路別 児童相談所別	都道府県		市町村			児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び 医療機関		学校等			里親	児童委員 (通告の仲介を含む)	家族・ 親戚	近隣・ 知人	児童 本人	その他	合計	
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設					指定医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校								教育委員会等
中央	5	221	120	0	3	14	20	141	1	0	0	461	10	0	16	5	87	0	4	0	880	211	19	47	2,265
都城	0	159	101	0	0	5	0	85	4	0	1	304	2	0	8	0	34	0	3	2	539	51	10	11	1,319
延岡	4	79	61	0	3	0	6	49	0	0	0	241	2	2	9	0	39	0	3	0	266	53	2	12	831
合計	9	459	282	0	6	19	26	275	5	0	1	1,006	14	2	33	5	160	0	10	2	1,685	315	31	70	4,415
割合	0.2	10.4	6.4	0.0	0.1	0.4	0.6	6.2	0.1	0.0	0.0	22.8	0.3	0.0	0.7	0.1	3.6	0.0	0.2	0.0	38.2	7.1	0.7	1.6	100

### 4 児童相談所別・処理種類別処理の状況

令和5年度 (単位 件、%)

処理種類別 児童相談所別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	指導・指導委託	児童家庭支援センター	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による 家庭裁判所送致	その他	合計
	助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	送致 (再掲)	法第27条の3 家庭裁判所					
中央	1,714	171	30	10	0	2	217	0	14	65	1	0	0	5	4	35	2,267	
都城	1,104	51	8	0	0	1	100	0	9	21	0	0	0	3	0	23	1,320	
延岡	588	72	14	3	0	1	113	0	12	18	0	1	0	0	0	10	832	
合計	3,406	294	52	13	0	4	430	0	35	104	1	1	0	8	4	68	4,419	
割合	77.1	6.7	1.1	0.3	0.0	0.1	9.7	0.0	0.8	2.4	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	1.5	100	

注) 一つの相談対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、処理件数は受付件数と一致しない。

# 5 相談種別・経路別受付の状況

令和5年度

(単位 件、%)

相談種別	経路別		都道府県			市町村			児童福祉施設 指定医療機関			児童 家庭 支援 センター	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	児童 委員 (通告の 仲介を 含む)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
	福祉 事務 所	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関	保 健 所	医 療 機 関					幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等									
養 護	児童虐待	4	104	187	0	2	12	23	7	4	0	1	933	0	1	21	4	138	0	0	2	92	188	17	51	1,791	
	その他	0	18	13	0	4	4	0	150	0	0	0	10	2	0	7	0	4	0	5	0	43	4	1	4	269	
	小計	4	122	200	0	6	16	23	157	4	0	1	943	2	1	28	4	142	0	5	2	135	192	18	55	2,060	
保 健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
障 が い	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11	
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	言語発達障がい等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
	重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	
	知的障がい	4	315	54	0	0	0	0	36	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,172	0	0	5	1,587	
	発達障がい	0	1	13	0	0	1	0	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138	0	0	0	171	
	小計	4	317	67	0	0	1	0	53	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,327	0	0	5	1,776	
非 行	ぐ犯行為等	0	6	1	0	0	1	0	9	0	0	0	7	0	0	0	0	4	0	1	0	18	0	2	0	49	
	触法行為等	0	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	42	7	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	58	
	小計	0	7	1	0	0	1	0	15	0	0	0	49	7	0	0	0	4	0	1	0	20	0	2	0	107	
育 成	性格行動	0	0	6	0	0	0	0	11	0	0	0	4	0	1	0	0	7	0	1	0	81	5	3	0	119	
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	9	
	適性	1	3	1	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	79	0	0	0	123	
	育児・しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	
	小計	1	3	7	0	0	0	0	47	0	0	0	4	0	1	0	0	7	0	4	0	172	5	3	0	254	
そ の 他	0	10	7	0	0	1	3	3	0	0	0	9	5	0	5	1	7	0	0	0	31	118	7	10	217		
合 計	9	459	282	0	6	19	26	275	5	0	1	1,006	14	2	33	5	160	0	10	2	1,685	315	31	70	4,415		
割 合 (%)	0.2	10.4	6.4	0.0	0.1	0.4	0.6	6.2	0.1	0.0	0.0	22.8	0.3	0.0	0.7	0.1	3.6	0.0	0.2	0.0	38.2	7.1	0.7	1.6	100.0		

中 央	5	221	120	0	3	14	20	141	1	0	0	461	10	0	16	5	87	0	4	0	880	211	19	47	2,265
都 城	0	159	101	0	0	5	0	85	4	0	1	304	2	0	8	0	35	0	3	2	538	51	10	11	1,319
延 岡	4	79	61	0	3	0	6	49	0	0	0	241	2	2	9	0	39	0	3	0	266	53	2	12	831

## 6 相談種別・処理種別別処理の状況

令和5年度

(単位 件、%)

相談種別	処理種別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	所送致(再掲)	通所					
養護	児童虐待	1,086	221	36	7	0	4	409	0	0	30	0	0	0	0		2	1,795
	その他	117	43	4	2	0	0	0	0	0	59	0	1	0	8		35	269
	小計	1,203	264	40	9	0	4	409	0	0	89	0	1	0	8		37	2,064
	保健	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1
障がい	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		11	11
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	言語発達障がい等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2
	重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		5	5
	知的障がい	1,566	0	10	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		10	1,587
	発達障がい	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	171
	小計	1,739	0	10	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		26	1,776	
非行	ぐ犯行為等	27	7	0	2	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	1	3	49
	触法行為等	11	8	1	2	0	0	0	0	29	4	1	0	0	0	3	0	59
	小計	38	15	1	4	0	0	0	0	35	7	1	0	0	0	4	3	108
育成	性格行動	100	14	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0		0	119
	不登校	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	9
	適性	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	123
	育児・しつけ	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	3
	小計	234	15	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0		0	254
	その他	191	0	1	0	0	0	21	0	0	2	0	0	0	0	0	2	217
	合計	3,406	294	52	13	0	4	430	0	35	104	1	1	0	8	4	68	4,419
	割合(%)	77.1	6.7	1.2	0.3	0.0	0.1	9.7	0.0	0.8	2.4	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	1.5	100.0
	中央	1,714	171	30	10	0	2	217	0	14	65	1	0	0	5	4	35	2,267
	都城	1,104	51	8	0	0	1	100	0	9	21	0	0	0	3	0	23	1,320
	延岡	588	72	14	3	0	1	113	0	12	18	0	1	0	0	10	832	
	いじめ(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 一つの相談対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、処理件数は受付件数と一致しない。



8 調査・診断・心理療法・カウンセリング等の状況

令和5年度

(単位 件)

対象	区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法 カウンセリング等			
			診断・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	児童	10,526	67	0	83	1,136	203	152	147	2,004	0	0	2,735	941	0
	児童虐待(再掲)	3,855	0	0	0	184	11	98	108	745	0	0	2,122	451	0
	非行(再掲)	1,408	0	0	0	21	0	29	20	120	0	0	305	189	0
保護者	保護者	22,819	0	0	0	4	5	3	3	1,735	0	0	195	2,782	0
	児童虐待(再掲)	8,867	0	0	0	1	2	2	2	575	0	0	120	1,274	0
	非行(再掲)	3,800	0	0	0	0	0	0	0	75	0	0	47	1,397	0
その他	その他	29,510	0	0	0	0	0	2	2	285	0	0	60	733	0
	児童虐待(再掲)	19,663	0	0	0	0	0	0	0	102	0	0	46	228	0
	非行(再掲)	4,363	0	0	0	0	0	2	2	23	0	0	9	419	0
合計	合計	62,855	67	0	83	1,140	208	157	152	4,024	0	0	2,990	4,456	0
	児童虐待(再掲)	32,385	0	0	0	185	13	100	110	1,422	0	0	2,288	1,953	0
	非行(再掲)	9,571	0	0	0	21	0	31	22	218	0	0	361	2,005	0

## 9 養護相談の理由別処理の状況

令和5年度

理由別	処理別		面接指導	児童福祉施設入所	里親委託	その他	合計							
	父	母												
家出 (失踪を含む)	父		0	0	0	0	0							
	母		0	0	0	0	0							
	父	母	0	0	0	0	0							
	小	計	0	0	0	0	0							
死亡	父		0	0	0	0	0							
	母		1	0	2	0	3							
	父	母	0	0	0	0	0							
	そ	の	他	0	0	0	0	0						
	小	計	1	0	2	0	3							
離婚	父（親権者）		0	0	0	0	0							
	母（親権者）		0	0	0	0	0							
	小	計	0	0	0	0	0							
傷病 (入院を含む)	父		3	0	0	1	4							
	母		24	4	0	0	28							
	父	母	2	0	0	0	2							
	そ	の	他	3	1	0	4	4						
	小	計	32	5	0	1	38							
家庭環境	家	庭	不	和	1	1	0	0	2					
	受		刑	3	1	0	0	4	4					
	非		嫡	出	児	0	0	0	0	0				
	養		育	拒	否	・	放	任	2	0	1	0	3	
	経		済	的	理	由	・	就	労	0	4	0	0	4
	出		産	3	0	0	0	0	3	3				
	虐		待	1,343	30	0	421	1,794	1,794					
	(再掲)	中	央	639	18	0	203	860	860					
		都	城	420	5	0	102	527	527					
		延	岡	284	7	0	116	407	407					
	(再掲)棄児		0	0	0	0	0	0						
そ	の	他	55	13	1	4	73	73						
小	計	1,407	49	2	425	1,883	1,883							
その他	迷	子	0	0	0	0	0							
	そ	の	他	67	35	4	33	139						
	小	計	67	35	4	33	139							
合	計	1,507	89	8	459	2,063								

注) 一つの相談対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、処理件数は受付件数と一致しない。

## 「虐待」の再掲

注) この表は虐待対応件数を基準にしている。

一対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、対応件数と処理の状況の件数とは一致しない。

### ① 虐待相談の相談種別・経路

区分	都道府県		市町村				児童福祉施設・指定医療機関			支 援 セ ン タ ー 家 庭	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関	
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関
身体的虐待	0	25	64	0	0	4	7	2	1	0	1	132	0	1	8
性的虐待	0	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	11	0	0	0
心理的虐待	0	40	61	0	2	3	2	3	0	0	0	718	0	0	1
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	0	40	59	0	0	5	14	2	0	0	0	72	0	0	12
合計	0	108	187	0	2	12	23	7	4	0	1	933	0	1	21

区分	学校等			里 親	(児 童 の 仲 介 員 )	家族						親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等			虐待者本人			虐待者以外							
						父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他					
身体的虐待	4	54	0	0	0	0	3	0	4	13	7	2	42	11	23	408
性的虐待	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	37
心理的虐待	0	42	0	0	2	3	11	0	6	13	11	10	99	5	25	1,057
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	0	28	0	0	0	0	1	0	1	0	1	6	45	0	3	289
合計	4	138	0	0	2	3	15	0	11	26	19	18	188	17	51	1,791

### ② 児童虐待に関する相談対応件数

	平成2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央	999	<180.0%>	<121.4%>	<141.6%>	<96.4%>	<97.9%>	<109.5%>	<88.7%>
都城	527							
延岡	406	11	1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019
合計	1,791							

(注) 上段<>内は、対前年度比である。

(参考) 全国の虐待に関する相談処理件数

平成2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<109.1%>	<119.5%>	<121.2%>	<105.8%>	<101.3%>	<105.5%>	-
1,101	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	未公開

(注) 上段<>内は、対前年度比である。

### ③ 経路別相談件数

	総数	家族							親 戚	隣 人 知 人	児 童 本 人	児 童 委 員
		虐待者本人			虐待者以外			計				
		父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他					
中央	858	3	13	0	6	15	11	48	13	103	8	0
都城	527	0	1	0	5	11	8	25	5	42	7	2
延岡	406	0	1	0	0	0	0	1	0	43	2	0
合計	1,791	3	15	0	11	26	19	74	18	188	17	2

警察等	都道府県		市町村			保 健 所	医 療 機 関	児童福祉施設等		学校等		そ の 他
	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他			保育所	その他	幼稚園	その他	
421	0	35	79	0	11	0	9	17	4	4	72	34
290	0	51	54	0	1	0	6	0	7	0	31	6
222	4	18	54	2	0	1	6	6	0	0	35	12
933	4	104	187	2	12	1	21	23	11	4	138	52

④ 虐待の相談種別

	総数	保護の怠慢、拒否	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
中央	858	148	210	480	20
都城	527	70	115	334	8
延岡	406	71	83	243	9
合計	1,791	289	408	1,057	37

〔虐待の定義〕

保護の怠慢、拒否 … 食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

身体的虐待 … 殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

心理的虐待 … 言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

性的虐待 … 子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

⑤ 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
中央	858	396	81	366	2	13
都城	527	268	33	210	3	13
延岡	406	153	18	214	1	20
合計	1,791	817	132	790	6	46

⑥ 被虐待児童の年齢構成

	総数	0～3歳未満	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳
中央	858	167	221	305	110	55
都城	527	108	123	188	75	33
延岡	406	99	106	115	54	32
合計	1,791	374	450	608	239	120

⑦ 親権・後見人関係

	法第28条第1項 第1号・第2号	法第28条第2項 (期間の更新)	親権停止審判 の請求	親権喪失審判 の請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	4	1	0	1	1	0
承認件数	0	1	0	0	2	0

## 10 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査 並びに事後指導実施の状況

### (1) 1歳6か月児

令和5年度

(単位 件)

種別		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	障 言 が 語 い 発 達	障 重 症 が 心 い 身	知 的 障 が い	発 達 障 が い	性 格 行 動	適 性	そ の 他	計
精密 健診	中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事後 指導	中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (2) 3歳児

令和5年度

(単位 件)

種別		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	障 言 が 語 い 発 達	障 重 症 が 心 い 身	知 的 障 が い	発 達 障 が い	性 格 行 動	適 性	そ の 他	計
精密 健診	中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事後 指導	中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 11 一時保護の状況

(単位 人、日)

年度別 児童相談所別		令和3				令和4				令和5			
		中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計
区内保護	実人員	124	37	41	202	101	34	35	170	89	27	29	145
	延人数	2,850	768	1,235	4,853	2,392	742	1,265	4,399	2,505	623	1,052	4,180
委託保護	実人員	198	37	34	269	171	22	38	231	160	33	37	230
	延人数	5,344	1,046	1,625	8,015	6,071	1,211	1,771	9,053	5,570	1,245	1,618	8,433
計	実人員	322	74	75	471	272	56	73	401	249	60	66	375
	延人数	8,194	1,814	2,860	12,868	8,463	1,953	3,036	13,452	8,075	1,868	2,670	12,613
区内保護	一日平均保護人員(人)	7.8	2.1	3.4	13.3	6.6	2.0	3.5	12.1	6.9	1.7	2.9	11.5
	一人平均保護期間(日)	23.0	20.8	30.1	24.0	23.7	21.8	36.1	25.9	28.1	23.1	36.3	28.8
委託保護	一日平均保護人員(人)	14.6	2.9	4.5	22.0	16.6	3.3	4.9	24.8	15.3	3.4	4.4	23.1
	一人平均保護期間(日)	27.0	28.3	47.8	29.8	35.5	55.0	46.6	39.2	34.8	37.7	43.7	36.7

※「延人数」欄は福祉行政報告例に基づき当該年度中に対処した児童を計上している。従って、前年度中から引き続き保護する児童を含み、また、次年度にわたり保護する児童を含まないため、実数ではない。

## 12 一時保護児童の相談種別・処理別の状況

令和5年度

(単位 人、件)

年齢階級別 処理別		相談種別	継続 前年度 保護 未	受付					対応						継続 保護 年度 末
				0 ～ 5 歳	6 ～ 11 歳	12 ～ 14 歳	15 歳 以上	計	児童 福祉 施設 入所	里 親 委 託	他 児 相 ・ 他 機 関 に 移 送	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他	
養護	児童虐待	25	82	108	40	12	242	31	2	4	0	133	57	227	40
	その他	7	27	10	10	5	52	15	0	6	0	25	10	56	3
障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行		0	0	3	9	8	20	4	0	0	0	7	8	19	1
育成		0	0	13	12	4	29	6	0	1	0	12	9	28	1
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		32	109	134	71	29	343	56	2	11	0	177	84	330	45

内 訳	中央	29	62	88	52	18	220	33	2	1	0	110	75	221	28
	都城	0	26	20	9	5	60	11	0	8	0	29	5	53	7
	延岡	3	21	26	10	6	63	12	0	2	0	38	4	56	10

### 13 里親の状況

令和5年度

区分	里親		認定及び登録里親数	児童が委託されている里親数
	児童相談所別			
前年度末現在	中	央	76	13
	都	城	33	8
	延	岡	30	6
	計		139	27
新規	中	央	9	4
	都	城	7	2
	延	岡	3	1
	計		19	7
取消	中	央	4	2
	都	城	4	0
	延	岡	2	1
	計		10	3
年度末現在	中	央	81	15
	都	城	36	10
	延	岡	31	6
	計		148	31

### 14 里親委託並びに措置解除・変更の状況

令和5年度

(単位 人)

区分	児童相談所別			計	
	中央	都城	延岡		
新規又は措置変更により委託された児童数	児童福祉施設から	5	1	0	6
	家庭から	0	2	0	2
	その他	3	0	0	3
	計	8	3	0	11

措置解除又は変更された児童数	解除	保護の必要がなくなり帰宅	0	0	0	0
		養子縁組	0	0	0	0
		満年	0	0	0	0
		就職	0	0	0	0
		その他	1	0	0	1
	計		1	0	0	1
	変更	児童福祉施設に入所	1	0	1	2
		他の里親に委託	0	0	0	0
		その他	3	0	0	3
		計	4	0	1	5

年度末現在委託児童数	16	13	6	35
------------	----	----	---	----

# 15 市町村別相談受付件数

令和5年度

(単位：件)

児童相談所別	市町村別	相談種別		養護	保 健	障 がい					非 行		育 成				そ の 他	合 計	
		児 童 虐 待	そ の 他			肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 がい	言 語 発 達 障 がい 等	重 症 心 身 障 がい	知 的 障 がい	発 達 障 がい	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け
中央児童相談所	宮 崎 市	569	53	1	7	0	0	0	540	46	16	16	51	2	18	2	133	1,454	
	日 南 市	78	0	0	0	0	1	0	83	6	0	7	1	0	6	0	7	189	
	西 都 市	33	3	0	0	0	0	0	43	11	3	1	4	0	1	0	1	100	
	東諸 県郡	国 富 町	27	4	0	0	0	0	1	27	1	1	0	0	0	0	0	2	63
		綾 町	21	0	0	0	0	0	0	13	3	0	0	0	0	0	0	5	42
	児湯 郡	高 鍋 町	32	5	0	0	0	0	2	29	2	1	1	2	0	0	0	2	76
		新 富 町	26	5	0	0	0	0	0	16	4	1	0	1	0	1	0	4	58
		西米良村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		木 城 町	9	2	0	0	0	0	0	11	0	0	1	1	1	0	0	2	27
		川南町	27	1	0	0	0	0	0	23	6	0	0	1	0	0	0	0	58
		都 農 町	13	4	0	0	0	0	0	14	4	0	0	0	0	3	0	4	42
		施設・里親	0	45	0	0	0	0	0	18	9	3	7	4	0	21	0	4	111
		管外(県内)	9	2	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	1	21
	小 計	846	124	1	7	0	1	3	826	92	25	33	65	3	50	2	165	2,243	
都城児童相談所	都 城 市	350	43	0	2	0	0	0	315	25	12	6	23	4	26	0	22	828	
	小 林 市	64	4	0	0	0	0	0	75	4	0	0	1	0	7	0	0	155	
	串 間 市	22	3	0	0	0	0	0	23	1	1	4	0	0	0	0	0	54	
	え び の 市	21	1	0	0	0	0	0	26	4	0	0	0	0	1	0	2	55	
	北諸 県郡	三 股 町	57	2	0	0	0	0	0	40	3	3	0	5	1	4	1	3	119
	西諸 県郡	高 原 町	6	1	0	0	0	0	0	11	1	0	0	1	0	2	0	0	22
		施設・里親	1	31	0	0	0	1	0	15	8	4	0	4	0	12	0	0	76
		管 外	6	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10
	小 計	527	87	0	2	0	1	0	506	46	21	10	34	5	52	1	27	1,319	
延岡児童相談所	延 岡 市	219	16	0	1	0	0	0	140	19	1	12	13	1	6	0	14	442	
	日 向 市	131	15	0	1	0	0	2	61	9	0	1	4	0	5	0	2	231	
	東白 杵郡	門 川 町	41	1	0	0	0	0	0	29	2	0	2	2	0	2	0	1	80
		美 郷 町	0	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7
		諸 塚 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		椎 葉 村	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	西白 杵郡	高千穂町	4	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	10
		日之影町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3
		五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		施設・里親	0	13	0	0	0	0	0	11	3	1	0	1	0	7	0	0	36
		管 外	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	小 計	401	47	0	2	0	0	2	255	33	2	15	20	1	21	0	17	816	
	県 外	17	11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	35	
	不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
	合 計	1,791	269	1	11	0	2	5	1,587	171	49	58	119	9	123	3	217	4,415	

注) 「施設・里親」欄は、施設に入所している児童に関し、新たに相談を受け付けたものについて計上している。

## 第 5 章

### 知的障がい児（者）の相談



## 知的障がい児（者）の福祉

「児童相談所」は 18 歳未満の知的障がい児について必要な心理学的、医学的判定を行い、障がい児入所施設利用等に係る相談等に応じている。

「福祉こどもセンター」は、知的障がい者（18 歳以上）に関する諸問題について、本人あるいは家族等からの相談に応じ、心理学的及び医学的判定等を行うとともに必要な助言を行っている。

知的障がい児（者）は、社会生活への適応などに障がいがあることで、経済的・社会的に不利な立場におかれがちである。これらの知的障がい児（者）の福祉の向上を図るため、施設における保護や支援、在宅生活に対する支援と、同時に経済的保障などの諸施策が講じられている。

平成 15 年 4 月 1 日から知的障がい児（者）等の一部の福祉サービスの利用については、行政主体であった「措置制度」から利用者本位の「支援費制度」に移行し、知的障がい児（者）に関する事務の一部が都道府県から市町村に移され、さらに、より一層の福祉サービスの充実を図るために、平成 18 年 4 月 1 日から障害者自立支援法が施行され、障がい者に関するサービス体系は大きく変化した。

これに伴い、平成 18 年 10 月からは、知的障害児施設や通園施設等への入所に関しても「措置制度」から申請に伴う「契約方式」に移行した。同時に、知的障がい児（者）の相談及び指導については、市町村が一義的な窓口として、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関とのより一層の連携により実施されることとなった。

平成 24 年 4 月には、児童福祉法の改正により知的障害児施設が福祉型障害児入所施設に移行した。

平成 25 年 4 月からは、「障害者総合支援法」が施行されており、障がいの範囲の見直しや、障がいの多様な特性に応じた支援区分の創設など、障がい児（者）の社会生活・日常生活の支援が総合的・計画的に行われるよう様々な施策が講じられている。

### 1 知的障がい児（者）に関する相談の管轄区域

中央福祉こどもセンター （中央児童相談所併設）	宮崎市、日南市、西都市、東諸県郡、児湯郡
南部福祉こどもセンター （都城児童相談所併設）	都城市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡
北部福祉こどもセンター （延岡児童相談所併設）	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡

## 2 業務実績

(1) 過去5年間の知的障がい者の相談状況

(単位 件)

区分		年度				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
取扱実人員		896	874	895	871	813
相談内容	施設入所	0	0	0	0	0
	職親委託	0	0	0	0	0
	職業	77	51	51	36	51
	医療保健	282	247	438	349	360
	生活	609	586	565	583	526
	教育	0	0	0	0	0
	療育手帳	635	618	610	613	557
	その他	131	99	77	93	75
	計	1,734	1,601	1,741	1,674	1,569
判定内容	医学的判定	44	43	44	31	48
	心理判定	580	558	565	597	526
	その他の判定	0	0	0	0	0
	計	624	601	609	628	574
判定書等交付件数		818	803	925	881	779

(2)療育手帳について

療育手帳は知的障がい児(者)に対して、一貫した相談指導を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするため、知的障がい児(者)に手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉増進に資することを目的として、昭和48年から発足したもので、手帳は児童相談所又は福祉こどもセンター(旧:知的障害者更生相談所)において、知的障がいと判断された者に交付することになっている。

手帳の表示と障がいの程度

療育手帳	A	重度知的障がい	IQおおむね35以下
	B-1	中度知的障がい	IQおおむね36～50
	B-2	軽度知的障がい	IQおおむね51～70以下

なお、知的障がい児(者)に対する主な援助措置としては、別表(30～31ページ)のとおり整備されており、これらの援助措置を受ける場合、療育手帳の提示によって資格の確認が行われる。

療育手帳判定状況(令和5年度)

(単位 件)

区 分		1 8 歳 未 満	1 8 歳 以 上	計
新 規	中 央	244	53	297
	都 城	107	15	122
	延 岡	77	14	91
	小 計	428	82	510
再 判 定	中 央	291	215	506
	都 城	144	132	276
	延 岡	82	93	175
	小 計	517	440	957
計		945	522	1,467

### (3)療育手帳交付状況(市町村別)

(令和6年3月31日現在)

		A			B-1			B-2			合 計		
		18才未満	18才以上	小計	18才未満	18才以上	小計	18才未満	18才以上	小計	18才未満	18才以上	小計
宮崎東諸県	宮崎市	283	1,313	1,596	185	914	1,099	451	760	1,211	919	2,987	3,906
	国富町	12	100	112	8	83	91	25	49	74	45	232	277
	綾町	6	25	31	4	22	26	16	16	32	26	63	89
	計	301	1,438	1,739	197	1,019	1,216	492	825	1,317	990	3,282	4,272
日南串間	日南市	37	232	269	32	222	254	67	166	233	136	620	756
	串間市	8	141	149	8	81	89	19	49	68	35	271	306
	計	45	373	418	40	303	343	86	215	301	171	891	1,062
都城北諸	都城市	109	679	788	82	502	584	257	340	597	448	1,521	1,969
	三股町	13	107	120	10	58	68	30	46	76	53	211	264
	計	122	786	908	92	560	652	287	386	673	501	1,732	2,233
西諸県	小林市	27	217	244	24	161	185	70	159	229	121	537	658
	えびの市	8	85	93	11	70	81	21	39	60	40	194	234
	高原町	2	67	69	8	54	62	12	12	24	22	133	155
	計	37	369	406	43	285	328	103	210	313	183	864	1,047
西都児湯	西都市	23	129	152	14	105	119	33	49	82	70	283	353
	高鍋町	18	79	97	7	54	61	37	71	108	62	204	266
	新富町	7	83	90	6	59	65	14	50	64	27	192	219
	西米良村	0	4	4	0	5	5	0	6	6	0	15	15
	木城町	2	17	19	3	13	16	8	18	26	13	48	61
	川南町	7	55	62	5	71	76	28	39	67	40	165	205
	都農町	3	46	49	3	38	41	8	36	44	14	120	134
	計	60	413	473	38	345	383	128	269	397	226	1,027	1,253
日向入郷	日向市	37	219	256	11	211	222	71	161	232	119	591	710
	門川町	12	63	75	9	72	81	18	52	70	39	187	226
	美郷町	3	26	29	1	32	33	6	14	20	10	72	82
	諸塚村	3	10	13	0	6	6	0	6	6	3	22	25
	椎葉村	2	11	13	0	11	11	2	8	10	4	30	34
	計	57	329	386	21	332	353	97	241	338	175	902	1,077
宮崎県北部	延岡市	70	465	535	42	425	467	119	258	377	231	1,148	1,379
	高千穂町	0	65	65	2	40	42	8	33	41	10	138	148
	日之影町	4	21	25	0	19	19	1	5	6	5	45	50
	五ヶ瀬町	0	25	25	0	15	15	0	7	7	0	47	47
	計	74	576	650	44	499	543	128	303	431	246	1,378	1,624
合 計	696	4,284	4,980	475	3,343	3,818	1,321	2,449	3,770	2,492	10,076	12,568	

### 3 療育手帳所持者に対する援助措置 (令和6年5月20日現在)

知的障がい児(者)に対する援助措置は、以下のとおりです。詳細は、手続き先にお問い合わせください。

名称	対象	制度のあらまし			手続き先	
特別児童扶養手当	A	1級 月額55,350円	20歳未満の支給要件に該当する障がい児を家庭で監護、養育している保護者を対象として、認定が行われる。 1級：日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度 2級：他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるもの 所得制限等あり。 B-1、B-2は診断書による障がいの認定審査が行われ、非該当の場合もあり。		町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所	
	(B-1) (B-2) 診断書要	・(1級月額55,350円) ・(2級月額36,860円) ・(非該当)				
障害児福祉手当	在宅重度障がい児	20歳未満 月額15,690円	日常生活において常時の介護を要する児(者)に対して支給される手当である。所得制限あり。		同 上	
特別障害者手当	在宅重度障がい者	20歳以上 月額28,840円	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を要する者に対して支給される手当である。所得制限あり。			
障害基礎年金	国民年金法による1・2級	1級 月額85,000円 2級 月額68,000円	国民年金法による無拠出制の年金で重度、中度の20歳以上の者で、本人に支給される。所得制限あり。 施設入所中も受給できる。		年金事務所	
重度心身障がい児(者)医療費公費負担制度	A 身障手帳3級かつB-1	自己負担額	重度の心身障がい児(者)が医療機関で診療を受けた場合、窓口で被保険者証とともに重度心身障害者医療費受給資格者証を提示することにより、受給資格者証に記載された自己負担額を支払うことで医療サービスを受けることができる。自己負担額は市町村により異なる。		町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所	
国税(所得税)の控除	A	扶養控除額	障害者控除額	計	控除対象扶養親族は扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の人	
		同居の場合	38万円	75万円		113万円
		同居でない場合	38万円	40万円		78万円
地方税(住民税)の控除	A	扶養控除額	障害者控除額	計	勤 務 先 又は 市町村役場税務課	
		同居の場合	33万円	53万円		86万円
		同居でない場合	33万円	30万円		63万円
相続税の控除	A B-1 B-2	知的障がい児(者)が相続した場合は、その人が満85歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額。重度の場合は一年につき20万円が税額から控除される。			税 務 署	
贈与税の減免	A	重度の知的障がい者(児)に対する贈与税は、一定条件のもと信託銀行に信託する場合は6,000万円までは課税されない。			同 上	
自動車税(軽自動車税)種別割、自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免	A B-1 B-2	重度の知的障がい者が使用する自動車及び知的障がい児(者)のために生計を同一にする人が使用する自動車(療育手帳B-1及びB-2については、特別支援学校への通学に自動車の使用が必要不可欠の場合に限る)で、一定の要件を満たす場合には、申請により一人1台に限り自動車税(軽自動車税)種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割が一定の上限まで減免となる。ただし、生計同一者運転については、専ら障がい児(者)のために自動車を使用している場合に限る。			県 税 事 務 所 ※生計を一にする方が運転する場合は、以下の機関で、自動車税種別割減免申請理由証明書をもらう必要がある。 福祉こどもセンター 児湯福祉事務所 西臼杵支庁 市福祉事務所  【軽自動車税種別割】 市町村役場税務課	

名 称	対象	制 度 の あ ら ま し	手 続 き 先
N H K 受 信 料 の 免 除	A 住民税 非課税の B1・B2	知的障がい児（者）のいる世帯で市町村民税非課税の場合は、受信料が全額免除、重度の知的障がい者が世帯主の場合、半額免除になる。	町 村 役 場 の 福 祉 課 市 福 祉 事 務 所 又は N H K の 窓 口
心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度	A B-1 B-2	知的障がい児（者）の65歳未満の保護者で、県の区域内に住所を有し、特別の疾病又は障がいのない人であれば加入できる。加入上限は2口である。加入者が死亡又は重度障がい者となった場合、その扶養する障がい児（者）に1口あたり月額2万円の年金が支給される。掛け金は加入者の年齢に応じて、月額9,300円～23,300円。中途脱退による掛金の払戻しはない。	県 障 が い 福 祉 課 又は 町 村 役 場 の 福 祉 課 市 福 祉 事 務 所
職 場 適 応 訓 練 制 度	A B-1 B-2	業務や作業環境に適応することにより就職を容易にするため6ヶ月間（重度の知的障がい者は1年間）宮崎県知事が委託した事業所で訓練を受けることができる。	公 共 職 業 安 定 所
宮 崎 交 通 バ ス 割 引 制 度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児（者）が、介護者と一緒に乗車する場合、運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい児（者）が乗車する場合は、本人のみ運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい児（者）が、特別支援学校等の通学において介護者とともに乗車する場合は、運賃が5割引となる。 *介護者は、介護付シールが添付されているものに限る。	官 交 バ ス の 車 中 で 療 育 手 帳 を 提 示 介 護 付 シ ー ル は 市 町 村 役 場
J R 等 の 鉄 道 運 賃 割 引 制 度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児（者）が、介護者と一緒に乗車する場合、普通乗車券、急行券、定期券及び回数券が介護者とも5割引で購入できる。 知的障がい児（者）が、単独で利用する場合には、101km以上乗車する場合に、普通乗車券が5割引で購入できる。 重度の知的障がい者及び12歳未満の知的障がい者が定期乗車券を購入する場合、介護者が同伴されることを条件に、距離に関係なく、本人と介護者の通勤定期乗車券が5割引となる。（小児定期乗車券については適用なし）	駅 の 窓 口 （各代理店、e5489）
航 空 旅 客 運 賃 の 割 引 制 度	A B-1 B-2	療育手帳所持者と一部の介護者は、普通大人片道運賃の障がい者割引運賃が適用される。障がい者割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送業者または路線によって異なる。	空 港 の 窓 口 （ 各 代 理 店 ）
タ ク シ ー 料 金 の 割 引 制 度	A B-1 B-2	料金が1割引となる。 （個人タクシーについては、適用がない場合がある。）	乗 車 に 際 し 、 療 育 手 帳 を 提 示
フ ェ リ ー 運 賃 の 割 引 制 度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児（者）及びその介護者がフェリーを利用する時は、それぞれ運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい者が利用する場合、2等旅客運賃が5割引となる。ただし、会社により基準が異なる。	港 の 窓 口 （ 各 営 業 所 窓 口 ）
障 が い 者 等 用 駐 車 場 （ お も い や り 駐 車 場 ） 利 用 証 制 度	A （歩行が 困難な方 等）	身体障がい者用駐車場等を適正に利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度。	福 祉 こ ど も セ ン タ ー 又は 県 障 が い 福 祉 課 市 町 村 福 祉 担 当 窓 口 ほか
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 標 章 交 付	A	重度知的障がい児（者）を乗せて使用する車輛で申請をした場合は、駐車禁止の規制対象から除外される。車等を変更した場合、再度申請を行い、許可を受ける必要がある。	管 轄 警 察 署 交 通 課
有 料 道 路 の 通 行 料 金 割 引	A	重度の知的障がい児（者）が乗車し、介護者等が運転する場合に、障害者割引登録済であることを示すシールが貼付された療育手帳を提示すると、通行料金が約5割引となる。	町 村 役 場 の 福 祉 課 又は 市 福 祉 事 務 所
携 帯 電 話 料 金 の 障 が い 者 割 引	A B-1 B-2	携帯電話会社によっては、障がい者手帳等所持者を対象に、基本料金・通話料等が割引になる。割引率等は各社で異なる。	携 帯 電 話 会 社 携 帯 電 話 販 売 店

その他、障害者総合支援法における障害福祉サービス等が利用できます。（ホームヘルパー、短期入所事業等）  
また、市町村独自のサービスもありますので、詳細はお住まいの市町村福祉課窓口へお問い合わせください。



業務概要 令和6年度作成

---

宮崎県中央福祉こどもセンター(宮崎県中央児童相談所)

〒880-0032 宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地2

TEL 0985-26-1551

FAX 0985-28-5894

宮崎県南部福祉こどもセンター(宮崎県都城児童相談所)

〒885-0017 宮崎県都城市年見町14号1番地1

TEL 0986-22-4294

FAX 0986-21-0047

宮崎県北部福祉こどもセンター(宮崎県延岡児童相談所)

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2845

TEL 0982-35-1700

FAX 0982-35-1701

---